



ファンジビリティと開発援助 : 貧困国家に対する一般財政支援の課題

高橋, 基樹

(Citation)

国民経済雑誌, 191(6):67-86

(Issue Date)

2005-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00056008>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00056008>



ファンジビリティと開発援助

— 貧困国家に対する一般財政支援の課題 —

高 橋 基 樹

援助資金のファンジビリティがしきりに議論されているが、これは西欧諸国が推進する一般財政支援などの資金協力にだけ関わる問題ではなく、物資供与型支援、債務救済によっても生ずる問題である。ファンジビリティは援助供与側がその期待を実現できない場合に問題とされてきたが、現在の一般財政支援拡大の背景には、ファンジビリティ故にもたらされるトレーサビリティをむしろ積極的に活用しようという意図がある。だがこうした一般財政支援は、一部で新家産的とも呼ばれるアフリカの国家と援助供与側が直接向き合うことを求めており、そのことは援助の本質的な難しさをよりあらわにわれわれに突きつけるものである。

キーワード ファンジビリティ、アフリカ、一般財政支援、開発援助

1 はじめに

援助資金のファンジビリティがしきりに論じられている。ファンジビリティの問題は、1950年代には既に語られていたにもかかわらず、50年たった現在でも、このことについての理解は十分でないように思われる。その弊は、援助大国を標榜してきた日本において深刻である。そして、この理解の乏しきは、国際的に広がりつつある援助改革の潮流に、日本が立ち遅れていることに密接に関連している。というのは、現在の援助改革は、援助のファンジビリティの制御を中心課題のひとつとして進められているからである。

本稿の目的は、ファンジビリティの概念が援助と開発に関わる資金の配分において持つ意味を明確にし、それを通じて近年進んできた援助改革の潮流の含意を考察しようとするところにある。ファンジビリティに関わるこうした考察の作業は、日本の今後の援助の方向付けにとっても重要である。本稿のもうひとつのねらいは、ファンジビリティの考察を通じて、この概念の実践的な含意をも抽出しようとするところにある。

以下第2節では、開発経済学の初期の考え方を参照しながら、援助資金のファンジビリティが、その側面のひとつである転用可能性を通じて、援助供与側の意図にそわない財政支出配分に及ぼす影響について考察する。

第3節では、通常ファンジブルなものは資金だけだと理解されているが、物資供与型のプ

プロジェクト支援や債務救済などの非資金供与型支援もまた、ファンジビリティの作用としての転用可能性を持ちえることを指摘する。

第4節では、現下の新しい援助の流れのなかで拡大しつつある一般財政支援に注目する。一般財政支援はファンジビリティを高める援助のようであるが、そのもう一つの側面である投入資金の不可分性故に、供与側に財政全体に対するトレーサビリティを与えるという、他の支援方式にない特性がある。そのため、政策・財政枠組みやモニタリングの仕組みと併用されるとき、援助受入側財政支出への供与側のコントロールを高める面があることを明らかにする。

第5節では、援助受入側に目を転じて、援助の需要を決定するアフリカの国家の論理を顧みる。合理的選択論、あるいは非近代国家論のいずれにせよ、開発・貧困削減にそぐわないアフリカの政治経済の体質を指摘してきた従来の議論を振り返るとき、援助方式の変更以上の課題が開発・貧困削減の過程で想定されることを指摘する。

最後に、一般財政支援を中心とした昨今の援助改革のなかでとられてきた選択的援助の帰結について触れ、目下の援助アプローチの根本的問題点を指摘して締めくくりとしたい。

2 ファンジビリティと援助

2.1 ファンジビリティとは

ファンジビリティという概念は、近年、特に World Bank [1998] で論じられて以来、援助をめぐる議論のなかでしきりに取り上げられるようになってきている。開発経済学・援助研究に特殊な専門用語 (jargon) となっている感がなきにしもあらずだが、もともとファンジビリティという言葉は法律用語で、「代替可能性」のことである。それは、あるものと、他のものと同じ価値を持ち、一方で他方を置き換えても価値が変わらないことを意味している。

完全に互いにファンジブルなものの例は、貨幣と貨幣である。また、同種の米や小麦なども同量であれば、経済価値の面でファンジブルであろう。しかし、同種のもの同士でなくとも、互いにファンジブルでありえる。貨幣は、あらゆる商品化された財・サービスとの交換価値を持っているからこそ貨幣なのであり、その意味であらゆる財・サービスと代替可能である。そして、その貨幣の性質を通じて、ある特定の財・サービスと別の財・サービスはファンジブルとなりえる。

以上のことが援助を含む資金の移転で問題となるのは、ひとつには次のことによる。通常援助供与側は、何らかの用途・目的をもって、援助受入側に資金を供与する。ところが、資金はすべての財・サービスと交換可能であるがために、受入側が供与された資金を用途どおりに使わない可能性が生まれ、供与側の意図した目的にそぐわない帰結が生ずる場合がある。こうしたファンジビリティの負の影響をどのように制御するのが問題となる。これは、一

種のプリンシパル－エージェント問題と考えることもできるかもしれない。援助供与側をもしプリンシパルと考えるなら、援助供与側は自己の援助目的（例えば受入国側の貧困削減、プロジェクト対象の施設の建設・活用など）を達成するために、自己の資金・物資を援助受入側に、贈与・貸与のかたちで委ねる。それ以後、その資金・物資を、そして資金・物資のファンジビリティをどのように制御し、利用するかは、ひとまずエージェントたる援助受入側に任せられることになる。ここで、援助受入側が、援助供与側の期待を裏切る可能性をどのように防ぐかという問題が生ずる訳である¹⁾。

2.2 「オペラ劇場の逸話」：転用可能性としてのファンジビリティ

上で述べたような援助のファンジビリティの負の側面を最も早く指摘した一人がヌルクセであろう。ヌルクセが1950年代に発表した著作は、開発経済学の古典とされる一方、大衆消費社会を想定したマクロ経済学の基本的枠組みから脱け出せていないとの厳しい評価もなされてきた。しかし、こと援助に関しては、ヌルクセは、今日の研究につながる先駆的な指摘を行っている²⁾。その指摘のひとつがファンジビリティについてのものである。彼の有名な「オペラ劇場の逸話」にその指摘が見える。

すなわち、第2次世界大戦後の復興援助において、X国政府は、オペラ劇場の建設支援を要請したが、援助供与側は当然のごとくこれを拒否した。そこで、同政府は代わりに発電所の建設支援をもとめ、援助供与側は発電所の経済インフラとしての価値を認めてこれに応じた。ところが、発電所はもともとX国政府が建設を予定していたものであり、復興援助によって自国予算に資金的余裕が生まれ、それをういて同政府はオペラ劇場を建設した、というのである（Nurkse [1953: 96]）。

ヌルクセの目から見ると、これは、発電所支援というそれ自体は生産的な資金援助プロジェクトが、副次的にオペラ劇場という奢侈的な施設の建設をも促してしまった、という意味で問題であった。X国政府の当初の計画では、発電所の建設支援がなかったとしたら、実際に建てられたようなオペラ劇場の建設は不可能だったと推測されるからである。

これが可能になったのは、発電所に用いられた資金とオペラ劇場向けの資金とが互いに代替可能であるため、あるいは転用可能であるため（ヌルクセ自身はそういう言葉を用いていないが、すなわちファンジブルであるため）に他ならない。ヌルクセの視線は、1990年代半ば以降にファンジビリティの負の側面として論ぜられることを、40年以上前に射抜いている。その炯眼は大いに評価されるべきであろう。ただ、今日ファンジビリティがさまざまに議論されるようになっている現状に引きなおすためには、留保を付ける必要がある⁴⁾。援助が奢侈的な財政支出を促進したとして、資金のファンジビリティによって生じた影響を一体どれだけのものとするべきなのか。そして、それは、どのような意味で供与側と受入側双方の間

の契約違反、あるいはプリンシパルとしての供与側の意図に反したものとして捉えられるべきであろうか。

まず、1950年代の伝統的な援助形態の下では、プリンシパルとしての供与側とエージェントとしての受入側であるX国政府の間の契約事項としては、まず発電所建設プロジェクトを完了させることが最大の履行義務としてあったと考えられる。上記の事例では、発電所建設は遂行されたのであり、その点では問題はないはずである。ヌルクセが問題としたのは、プロジェクトの契約の枠外で起こった誘発効果の問題である。

それでは、発電所への資金援助はプロジェクト以外の領域に、あるいはX国政府の支出配分全体にどのような影響をあたえたのだろうか。この影響の解釈は受入側が、援助前にどのような計画をもっていたか、そして援助受入によってどのようなことを実現しようとしたのかによって違ってくる。X国政府としては、オペラ劇場（奢侈的施設）への支援を要請して断られ、代わりに自分でまかなうつもりであった発電所の支援を求めたということである。同政府は援助を提示されることではじめて、それまで予定していなかったオペラ劇場の建設を思い立ったのか、それとももともと（発電所と同様）自己の計画にあったオペラ劇場の規模を、援助によって拡大しようとしたのか。もし前者だとすれば、援助の増加があってはじめて奢侈的施設の建設を考えついたことになり、奢侈的支出への誘発効果は大きいものといえる。しかし、後者だとすれば、その誘発効果は限定されたものだったことになる。

2.3 ファンジビリティとプログラム援助

ここで、受入側政府の奢侈的支出に与える援助の誘発効果について定式化して考えてみよう。

援助に支援された部分をも含む受入側政府の総支出を E とし、そのうちの生産的支出を Y 、奢侈的支出を C とする。また E に占める Y と C の比率をそれぞれ y 、 c とする。さらに援助全体額を A としよう。

簡便化のために、 Y と C 以外の、中間的なものが存在しないとすると、

$$y+c=1 \quad (1)$$

である。

オペラ劇場の逸話では、援助が増え、それとともに奢侈的支出（すなわちオペラ劇場の建設諸経費の増分 $=\Delta C$ ）も同時に増えていると考えられる（後掲図1（ハ）、あるいは（ニ）参照）。そして、発電所建設への援助（その額は援助の増分 $=\Delta A$ ）によって生じた資金的余裕の範囲内で、 ΔC をまかなうとしよう。つまり ΔC は ΔA を超えることはない。この場合、

$$1 \geq \frac{\Delta C}{\Delta A} \geq 0 \quad (2)$$

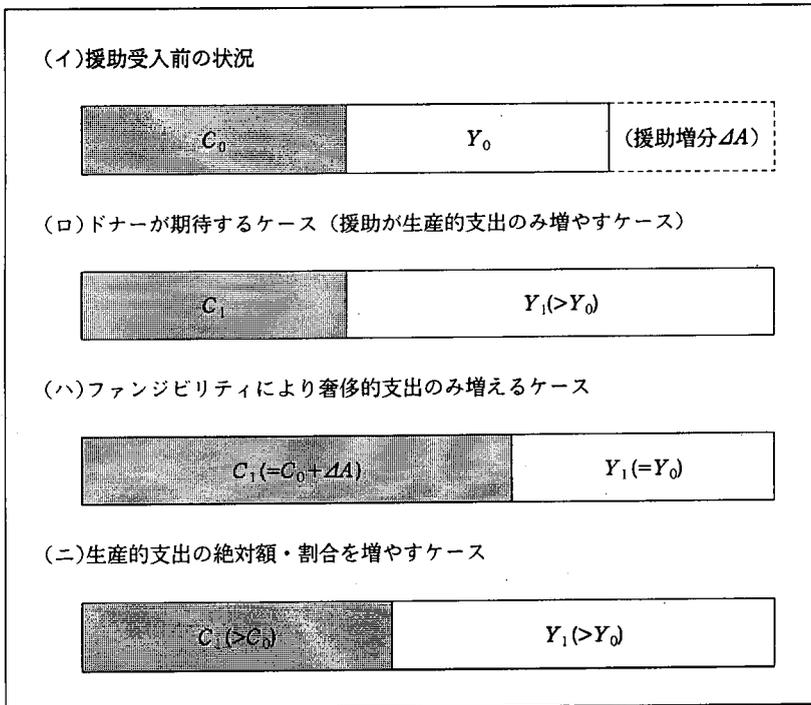
という関係が成り立っていることになる。

援助を発電所のようなインフラ・プロジェクトに追加投入した場合、通常供与側が期待するのは、その追加投入額＝増分がそのまま、X国の生産的支出を増やしているという結果である(図1(ロ))。ところが、先に示唆したように、仮に援助なしでもX国政府は ΔA と同額の発電所を作っていたはずであり、 ΔA の投入によって生まれた同政府の資金的余裕が全てオペラ劇場建設諸経費の増分にまわったとするなら、つまり、

$$\frac{\Delta C}{\Delta A} = 1 \tag{2}'$$

とするなら、供与側の上述の期待は裏切られ、 ΔA の投入は、X国政府の生産的支出を一切増やしていないことになる(図1(ハ))。発電所向けの援助増分 ΔA を受け取ったことにより、これがもともとX国政府の自前の財政資金のなかから発電所建設に向けられるはずだった、同額の資金に置き換わった(つまり代替した)ということになる。援助増分 ΔA により置き換わられた同額の政府財政資金は、他に転用可能になる。そのことによって、供与側の期待が裏切られる事態が起こるだろう。この文脈において、ファンジビリティとは転用可能性であるとも言える。

図1 援助増加のさまざまな影響



ヌルクセが注視したのは、このような状況であり、恐らく彼としては、

$$\frac{\Delta C}{\Delta A} = 0 \quad (2)^*$$

に限りなく近い状態（図1(ロ)参照）をもたらすことをよしとしたのであろう。つまり、援助受入側の受入の意図がどうであろうと、援助供与の効果が全て受入側の生産的支出の増加となって現れることを望んだのであろう。

しかし、そうした効果の発現は、発電所のプロジェクトのみを協議していても引き起こすことはできない。プロジェクトに付随するかもしれない奢侈的支出増加の抑制（＝生産的支出全体の増加）は、プリンシパルとしての供与側と、エージェントとしての受入側との間の合意事項には含まれないからである。

もし供与側が援助増加による奢侈的支出増加の抑制を期待するのなら、その期待を受入側との契約のなかに組み込まなければならないはずである。ヌルクセは、プロジェクトを超えてX国政府全体の包括的開発政策・財政支出計画を立て、生産的支出のより大きな増加＝奢侈的支出の伸びの抑制を意識的に推進することを提唱した（Nurkse [1953: 96]）。実際には、こうした開発政策・財政支出計画は、供与側の働きかけによって作られる場合が多い。援助供与側を当事者の一員とする財政支出計画等は、供与側と受入側との間の契約の対象とする範囲を、援助資金の直接用途（つまりプロジェクトの対象）ばかりでなく、援助資金投入の間接効果にまで広げるものと解釈できる。その間接効果としてヌルクセが念頭に置いていたのが、援助の増加によって置き換えられた資金の転用可能性（われわれの言葉でいうファンジビリティ）の発生である。

ヌルクセの包括的計画重視の考え方は、開発途上国の多くにおける独立当初の国家開発計画策定作業の広がりに影響を与えた。それとともに、彼のような考え方はプロジェクトの枠を踏み出した供与側による、受入側の国内資源配分への関与を、のちのち後押ししてゆくことになる。その意味でヌルクセの考え方は、1960年代のチェネリー・ストラウトらの議論（Chenery and Strout [1966: 726-8]）を経て、構造調整から貧困削減支援に至る今日のプログラム援助の源流をなすと言ってよいだろう。

ところで、資金の配分を計画的に考えるとしたら、問題になるのは、生産的支出の絶対額を増やすことだけではなく、その比率をも増やしてゆくことであろう。これは、援助前を0期、援助後を1期とするなら、

$$\begin{aligned} y_0 < y_1 \quad \text{ないし} \\ c_0 > c_1 \end{aligned} \quad (3)$$

という状況が達成されなければならないことを意味する。

仮にここでの援助増加が E を単に ΔA だけ増やすにすぎないとしたら、(3)が達成される

ための条件は、 ΔA によって誘発される ΔC が、次の条件を満たしていることであろう。

$$c_0 \Delta A > \Delta C \quad (4) \quad (6)$$

つまり援助の増加によって新たに生じた資金的余裕から奢侈的支出に配分される比率を、現在の奢侈的支出比率よりも抑制することが必要である（図1(ニ)参照）。

さて、(3)や(4)が実際に達成されたかどうかを担保し、確認するためには、どうしたらよいだろうか。第1に(3)・(4)のことを、プリンシパルとしての供与側とエージェントである受入側政府とが、目的として契約に盛り込んでおかなければならない。これは實際上、ヌルクセが示唆したような、受入側の財政支出を対象とする包括的なプログラム援助のかたちをとる。その上で、第2に、契約を結んだからといって受入側政府がこれを遵守するとは限らないから、履行を担保するための措置をとることが考えられる。この2つのことは第4節において言及することにしよう。その前に次節では、プログラム援助以外の方法でファンジビリティの負の影響を回避する方法がないか、検討しておこう。

3 非資金供与型支援とファンジビリティ

3.1 物資供与型プロジェクト援助とファンジビリティの「回避」

上述のようにプログラム援助によって包括的に関与する以外に、援助供与側がファンジビリティを避けるため、目的限定的なプロジェクト援助を行うことが考えられる。例えば、資金を供与して発電所等生産的施設を建設するのではなく、発電所等を実物のまま供与するのである。日本の貧困途上国への資金協力の主体は無償資金協力であり、そのほとんどは、資金協力と称しながら、実際には、物資・実物の供与であり、現金を相手国に供与するものではない。

こうした物資供与型援助は、物資が資金と異なってファンジブルでないように見えるために、供与側の所期の目的達成という点でより望ましいと一部では考えられている。そのことは、日本などのドナーが、用途を限定しない資金援助による一般財政支援を忌避し、物資供与のかたちによるプロジェクト型援助への固執を正当化する論理にもなっているようである。

だが、ここには大きな誤解がある。資金供与により発電所建設を支援した場合も、発電所を建設してから実物を供与した場合も、どちらもその建設を自力で行うことを予定していた受入側政府に資金的余裕を生むという点では全く同じ意味を持っている。つまり、物資供与型援助もまたファンジビリティの負の影響を引き起こす点では、資金援助と同断なのである。上のような誤解は、自らの援助のアウトプットのみに注目し、包括的な受入側政府の支出配分と、それによるアウトカムを顧みないことにより生まれているとも言えよう。

物資供与型の援助は、受入側政府によって横流しなどされない限り、供与したものの自体が目的外に使われる可能性は、資金の場合に比べて小さい。自らの方針に合わない目的を直接

的に支援する確率は低いという意味で、ある援助国・機関の狭い意味での廉潔性を守るには意味があるかもしれない。例えば日本にとっては、自らの供与した援助が軍事転用などされるのが、最も問題であるとしよう。資金的援助に比べて、学校や病院などの実物の供与はそうした転用のおそれは小さいのであろう。しかし、実はこの点の差異は、受入側政府の財政支出全体の管理の面からは、大きな意味はない。上に述べたように物資供与型援助も、受入側政府に資金的余裕を与えるという意味では資金型援助と全く同じ意味を持つからである。したがって、非軍事的な物資供与型援助が軍事費の増加を招かないという保証は実はない。大切なことは、むしろ援助供与によって転用可能となった資金の配分と使途を監視してゆくことである。

なお、資金援助も物資援助もともに、日本の援助が得意とするとされる施設・インフラの建設だけを直接の目的とする場合には、受入側政府の財政支出の配分への関心が薄れがちである。特に日本の場合、受入側政府の財政には内政問題として十分注意を払ってこなかった。しかし、建設された施設は、その運営費用なしに活用されることはあり得ず、その運営費用は、通常受入側政府の財政配分を通じて支出される。援助により完成された施設の活用という援助のアウトカムを確保するために、プリンシパルとしての援助側がエージェントたる受入側の財政配分への発言権⁷⁾をもち、履行を担保しようとすることは、それ自体あながち不自然なことではない。

なお、既に触れたように、物資供与型援助と抱き合わせで実施されてきたのが、プロジェクト援助である。アウトプットの明確さのみに関心を払うことは、筆者が繰り返し指摘している援助プロジェクトの氾濫という事態を引き起こすことにつながりやすく、その場合援助受入側の管理コストを増加させることになる（高橋 [2002]・[2003a] 参照）。

3.2 債務救済とファンジビリティ

物資供与型援助とならんでファンジビリティについての考察を深める必要があるのは、債務救済である。1990年代、さまざまな支援手段がとられながら、アフリカをはじめとする重債務貧困国 (Heavily-indebted Poor Countries: HIPC) 経済の危機と低迷に抜本的な解決ができないことが明らかとなり、遂に、1999年拡大重債務貧困国 (HIPC) 救済スキームが発足することとなった。拡大 HIPC 救済スキーム発足前後の議論において、救済推進の立場からしきりに指摘されたのは、重債務貧困国の財政支出を圧迫する債務返済負担の大きさであった。教育や保健などの社会開発を重視する人々は、“債務の取立てが教育や保健など弱者向けの財政支出を圧迫し、貧困を深刻化させる原因となっている”ことを主な論拠として債務救済を主張した。このアピールは、欧米先進諸国の世論を強く動かすこととなり、1999年拡大 HIPC 救済スキームの発足につながったのである。

こうした経緯から当然問題となるのは、債務救済が、当該重債務貧困国政府の財政に与える影響である。債務救済は、債務返済負担を取り除くことによって、新しい援助があったと同様の効果を持ち、政府財政の資金的余裕を生むはずである。債務負担が教育・保健に及ぼしてきたしわ寄せを問題視する援助国・機関⁸⁾の立場からは、債務救済による資金的余裕を用いてこれらの部門の支出増加を追求すべきことになろう。ところが、新規援助の場合とまったく同様に、単に債務救済をただけでは、債務国政府側は新たに手にした資金的余裕を援助供与側(救済側)の意図通りに用いるかどうかは分からない。やはりファンジビリティの制御と同じことが課題となるのである。そこで、債務救済に伴って開発戦略のありようや支出配分計画を、救済をする側とされる側とが事前的に共有すること(プリンシパル-エージェント間に引きなおせば、契約を締結すること)が必要となる。重債務国をはじめとする多くの貧困国で広く作られるようになってきた貧困削減戦略(Poverty Reduction Strategy: PRS)、同戦略を財政的に実施に移すための中期支出枠組(Medium-term Expenditure Framework: MTEF)は、ファンジビリティの制御の必要性を明確に意識してきた援助国・機関によって、そうした役割を持つものとして位置付けられている⁹⁾。重債務貧困国に対する最大の債権国のひとつである日本もまた、こうした意識を高めてよいはずである。債務救済によって生まれた資金的余裕の帰結を明確にし、説明責任を果たすことが、究極の債権者であり、主権者である国民に対する日本国政府の義務でもあろう。

4 一般財政支援とトレーサビリティ：ファンジビリティの活用

さて、2000年代に入り、拡大重債務貧困国救済スキームの始動とほぼ軌を一にして、貧困国援助において有力な援助モダリティ(形態)として積極的に推進されるようになってきたのが、一般財政支援である¹⁰⁾。イギリスを中心とする北欧・西欧ドナーがこれを支持することによって、一般財政支援は最も先端的な貧困国援助として漸次いくつかの貧困諸国で適用されるようになってきている。特に、効率と公正を両立させようとする「第三の道」のスローガンの下、国際的社会正義の実現を主唱し開発援助においてリーダーシップを発揮しようとするブレア英労働党政権の援助政策において、一般財政支援は主要な柱のひとつとなっている。一般財政支援の広がり¹¹⁾に、同政権はきわめて大きな役割を果たしてきたと言ってよい。一般財政支援は、特定のプロジェクトに結び付けられたものではなく、したがって、直接的なアウトプットをもたらすことを目的とするものではない。しかも、物資ではなく、資金を供与するものである。その意味で、一般財政支援は、無条件にファンジブルである。

前節まで、われわれは、ファンジビリティの制御を論じてきたが、無条件にファンジブルな一般財政支援の供与が広がっていることをどのように解釈すればよいのか。一般財政支援の正当化事由として次の3つを挙げることができる。

- ◆ 援助受入側政府の予算当局による柔軟で、統合的な資金の配分を可能にする。
- ◆ 上のことと表裏をなして、政府の援助受入に伴う管理コストを減らし、援助プロジェクトの氾濫状況を回避できる。
- ◆ 援助資金が受入側の財政の不可分の一部になることによって、供与側は、財政資金の全ての部分に対してトレーサビリティを求める権利を持つことになり、ファンジビリティの負の影響を事前的にばかりでなく、事後的にも制御しえることになる。

これらの3つのことは、資金援助のファンジビリティを逆に積極的に活用する方法であると言えよう。物資供与型のプロジェクト援助は、それ自体は特定のアウトプットを目的とするものであり、通常は受入側政府の会計を通過せずに供与されるので、予算当局による一体的な支出の配分にはそぐわない。しかも、プロジェクトの乱立は、受入側政府に行政的負担を及ぼす。これらを解決する手段として、予算当局に窓口を一本化した資金援助である一般財政支援は、有効であろう。予算当局が援助資金の流入とそれをあわせた財政資金の支出を包括的に見渡せるようになることは、予算当局が財政全体について情報を把握できることにつながり、主体性（オーナーシップ）の回復をも促進することになるかも知れない。

だが、上のような楽観的な想定は、エージェントとしての受入側政府の中核である予算当局が援助供与側の容認できるような資金の配分を行う意志と能力を持つことを前提条件としてはじめて成り立つものである。一般財政支援は、無条件にファンジブルであるだけに、ファンジビリティの利用を委ねた受入側予算当局に供与側の意向どおりの履行をさせることをどのように担保できるかが問題となる。

ここで鍵となるのが、資金のファンジビリティの持っているもうひとつの側面である、資金の不可分性である。第2節に掲げた例のように、資金はいちど同じ共同基金に入れられると、他の資金と識別することが無意味となる。貨幣と貨幣は、価値が同じである限り、完全に互いに代替可能であり、転用可能であるが、その同じ性質ゆえにどの貨幣がもともと誰のものであるかを云々することも無意味なのである。言い換えれば、あらゆる一単位の共同基金には全ての拠出者の寄与分が含まれていることになる。したがって、拠出者の一翼を担う援助供与側は、受入国の納税者と同様、受入国政府の財政資金の全ての一単位の使途を追跡する権利を持つことになろう。

実際の重債務貧困国においては、現在公共支出レビュー（Public Expenditure Review: PER）というものが、受入側政府の資金の利用を事後的に監視する手段として機能している。一般財政支援を公共財政の一部としてそのトレーサビリティを追求しようとする立場は、こうした公共支出レビューによる事後的な監視手段を強化することを考えているものであり、そのトレーサビリティは、契約履行を担保する手段として機能しているとも言えよう。

繰り返しになるが、物資供与型プロジェクト援助も、債務救済も受入側政府の財政に資金的余裕を与えるという意味では、一般財政支援と同様にファンジビリティを持つ。そして、その資金的余裕が供与側の支援措置ゆえに生まれ、したがって供与側には資金的余裕の行き先に関心を持つ正当な理由があるという意味においても一般財政支援と何ら変わりはない。異なるのは、生じた資金的余裕に対して拠出者としてトレーサビリティを主張できるかどうか、である。

さて、一般財政支援によって獲得されたトレーサビリティを活用するために、事後的には公共支出レビューが手段として機能するが、公共支出レビューが最終的にアウトカムについて意味を持つのは、公共支出レビューによる分析評価の結果を以後の財政支出配分=予算編成や、財政・行政・会計などの制度改革に反映させることによってである。これらの難事業は、単にトレーサビリティを確保しただけでは履行強制できない。そこで、世界銀行・イギリスによって重視されているのが、貧困削減戦略、中期支出枠組み、各年の予算などについて、事前的に意見を表明するための政策対話である。¹²⁾ 政策対話においては、財政支出の、初等教育やプライマリ・ヘルスケア等貧困削減に直結すると考えられる部門への重点的配分など、援助供与側の意向を反映させることが強力に推し進められている。これらつまり、それら援助国・機関なりの考えに従って、(4)の状況を作り出そうとする努力と考えてよいだろう。

上のことに加えて、重要な位置付けを与えられている仕組みが、国別財政アカウンタビリティ評価 (Country Financial Accountability Assessment: CFAA) と、国別調達制度評価 (Country Procurement Assessment: CPA) である。国別財政アカウンタビリティ評価は、財政資金の会計管理と説明責任遂行の状況を評価審査し、その改善と対象国の選別に資するためのものである。また、財・サービスの調達の制度や過程が、差別的な規制によって歪められておらず、公正に行われているかどうかを審査するのが国別調達制度評価である。これらの仕組みは、貧困途上国で頻繁に見られる汚職や腐敗を、資金の配分支出と財・サービスの調達の両面から制御してゆこうという試みに他ならない。

5 一般財政支援とアフリカの国家

5.1 アフリカ国家の論理

今日までの援助国・機関によるファンジビリティの議論においては、援助の受入と資金の配分に関わるある側面が、あまり顧みられていない。その側面とは、貧困途上国の側が、どのようなインセンティブ構造をもって援助を受け入れているか、ということに関わっている。ファンジビリティを事前的・事後的な関与の仕組みにより制御して財政支出配分を適正化させようという援助供与側の考えが供給サイドの論理だとすれば、援助についての途上国側の

内部の問題、すなわち需要サイドの論理の分析が欠けている。

オペラ劇場の逸話のように、援助供与側の意図に反して、結果として奢侈的支出が行われてしまうことの背景には、明らかにそうした支出を含めた資金の配分を援助受入側＝需要側が望んでいることがある。言い換えれば、援助受入側の政府には、生産的支出と奢侈的支出の組み合わせについての選好が存在すると考えてよく、模式的には、次のような効用関数を想定することもできる。

$$U=U(Y, C) \quad (5)$$

既に別の論文において触れたように、1950年代におけるヌルクセの開発プログラムの提唱から今日の一般財政支援に至る一連の流れの背景には、供与側の関与によって受入側の選好を操作できる、すなわち(5)の効用関数の形状や傾きを変えることができる、という想定がある(高橋 [2002:106])。

通常のプリンシパル－エージェント理論によるように、エージェントが単純な一個の主体としてのインセンティブ構造を持つに過ぎない場合、こうした想定自体は適当だろう。しかし、重要なことは、貧困途上国の財政支出の配分についての選好は、先進国のそれがそうであるように、きわめて複雑な政治経済的メカニズムの産物だ、ということである。そのメカニズムは、かなりの程度貧困途上国の国内の状況によって規定されている。援助供与側が、その選好に影響を与えようとするならば、こうした政治経済的メカニズムについて理解を持ち、対処のためのアプローチを考え抜く必要がある。

欧米のアフリカ研究では、多くの論考が貧困途上国、特にアフリカ諸国政府の財政配分が開発・貧困削減に役立つものにならないことについて、その内的な原因を考えようとしてきた。そこには大きく、2つの流れがあると言ってよいだろう。ひとつは、アフリカ社会の人びとの合理的な選択を前提とする見方であり、もうひとつは、アフリカの政治経済の非近代的な性質に注目する見方である。

前者の合理的選択論の代表的な論者は、ベイツである。既にしばしば紹介されてきたが、ベイツは、アフリカ諸国の政治経済の内的論理を、自己の政治的生存を合理的に追求する政府という前提から読み解こうとする。アフリカ諸国の政府にとって、政治的に最も配慮しなければならない社会的な集団は、企業家や都市住民などの近代セクターの人びとである。政府は彼らのために食糧価格を低く抑えようとするが、それは、国民の大多数である農民の生産意欲を損ない、かえって食糧供給不足を招いてしまう。そこで政府は多くの食糧近代化プロジェクトを実施し、同時にそれによって、近代的な生産投入物を受容することのできる大規模な商業的農家の支持を取り付けようとする。このために非効率な開発プロジェクトの拡散が発生するが、他方で低食糧価格政策への農民の反対運動を分断することができる。大多数の小規模農民は政府の施策のなかで置き去りにされることになるが、彼らはさまざまな合

理的な理由により、政治的に抵抗しないことを選択する。こうして、政治的には合理的だが、開発・貧困削減の観点からは非合理的な政策の集合が選び取られてしまう、というのである (Bates [1981: 91-5])。

後者の非近代国家論は、アフリカ諸国家の政治経済を、近代的国家とは異なる血縁・地縁などの人間関係によって動かされるものとして見る。この見方は、バリエーションはあるものの、多くの論者が共通して主張するものである。例えば、政治家のパトロン-クライアント関係を通じた財政支出の配分を指摘したバルカン (Barkan [1984])、前資本主義的な生産形態である「情の経済」論を主張するヒデー (Hyden [1983])、アフリカの政治を近代国家の外形の陰に隠れた人的ネットワークのせめぎ合いを通じて読み解こうとするバヤール (Bayart [1989])、現代アフリカ国家は政治エリートが公的資源を私物化している「新家産制国家」であるとするメダール (Médard [1982])、あるいはエリートが不確実性や暴力などの無秩序を支配の道具として、政治を近代西欧的なものからアフリカ的なものに転換してしまう「政治のアフリカ化」現象を主張するシャバルとダロズ (Chabal-Daloz [1999]) など、多くの論考を挙げることができよう。この系統の論者に共通するのは、アフリカの政治経済メカニズムの、開発や民主主義に背を向けたようなあり方を、近代西欧型国家との違いによって説明しようとする考え方である。

ベイツも含め、こうしたアフリカ政治経済論の系譜は、まずはアフリカ諸社会の内的論理を説明しようとしたもので、本論の問題関心である援助の供与方式との関係について触れたものは余りない。その中で例外的なのは、ヒデーの著作であり、彼は国家権力が社会から自立していないようなアフリカの「情の経済」の下では、ベーシック・ヒューマン・ニーズ (BHN) 援助のような、人々に直接裨益する細かいプロジェクトを積み重ねる方式は、人々の政府に対する資源配分要求を助長し、援助プロジェクトの氾濫を惹起する、という趣旨の指摘をしている (Hyden [1983: 165-7])。

ベイツとヒデーの理論的前提は異なるが、1980年代に活躍したこの2大論者がともにプロジェクトの氾濫が、援助受入側社会の内的な論理に関連して発生させられるとしたことは興味深い。プロジェクトの氾濫の説明において、論理の巧緻さではベイツがまさっているのかもしれないが、ヒデーの議論が内的な論理に加えて、援助の影響に注目したことは評価されてよい。アフリカ諸国の、開発・貧困削減にそぐわない非効率な資源配分はおそらく援助受入側、援助供与側のどちらか一方だけではなく、その双方の間の相乗的な作用によって生じたと考えるべきであろう。

イギリスの国際開発援助に知的影響力を持つ海外開発研究所 (Overseas Development Institute: ODI) は、こうした援助とアフリカ政治経済の内的メカニズムとの相互作用に再び光を当てている。¹³⁾ 同研究所の主導的研究者ブースのまとめたレポートは、アフリカにおける新

家産制的政治経済は、1990年代のいわゆる民主化後も維持され、場合によっては強められる傾向にあると指摘している。そしてパトロンたる政治エリートによって分断されたアフリカの政治行政の下で、プロジェクト援助を展開することは、パトロン-クライアント関係を強化することになるとして、プロジェクト援助から一般財政支援へ軸足を移そうとするイギリスの国際開発援助の立場を擁護している (Booth [2003:9-13]¹⁴⁾)。

5.2 「新々植民地主義」としての一般財政支援＝貧困削減戦略？

貧困削減戦略、財政支出枠組の策定と支出分析によってファンジビリティを制御し、また一般財政支援のトレーサビリティを活用して、援助受入側の財政支出配分に影響を及ぼそうとする援助供与側の立場は、エージェントの行動を規定しようとするプリンシパルのそれになぞらえることができる。こうした援助供与国・機関の関与の強まりを、21世紀にあらわれた「新しい植民地主義」と批判する向きもある¹⁵⁾。こうした批判が、ある国の開発・貧困削減は究極的にはその国の主体性（オーナーシップ）の発揮にかかっていると考え、援助供与側によるオーナーシップの侵食を戒める立場から発せられているのであれば、それなりに傾聴すべきものである。しかし、その点を割り引いたとしても「新々植民地主義」批判はある重要な点を見逃している。

それは、一般財政支援を受ける貧困国のほとんどは、一旦自国の政府財政を破綻させ、債務救済を要請するのやむなきに至っていたという事実である。拡大 HIPC 救済スキームによる債務の全面的救済とは、企業で言えば倒産したも同然であり、もし破産処理のルールに従うのなら、債権者の利益代表の管理の下に入るのが当然ということになる。もちろん貧困国は企業でなく主権国家であるから、そこに一定の政治的限界があるべきだとしても、納税者・拠出者に対して説明責任を有する債権国・債権機関が一定の関与を行うのは、むしろ正当だということになるかもしれない。その説明責任のなかには、債務救済とその後の政策措置によって、旧重債務貧困国が財政支出をどれだけ生産的なものになしえたか、どれだけ貧困削減を進められたのか、ということが含まれていなければならないはずである。その意味で最大の債権国・債務救済国のひとつである日本の政府にこうした関与の必要性の意識が希薄であることの方が、不可思議であろう。

また、少なくとも理念的には、一般財政支援を主導する援助国も決して重債務貧困国を恒久的な外からの管理と援助依存の下に置くことを、よしとしているわけではない。特に西欧諸国が期待するのは、自らが推奨する行財政の透明化・公正化と貧困削減のための生産的支出の配分増加プロセスが、貧困途上国の国民自身によって民主的に担われることである。言い換えれば、援助受入国の政府をエージェントとした場合に、そのプリンシパルの地位を援助供与側である自分たちから、途上国国民へと転換することである。

だが、この転換はそれほど容易なことではない。アフリカの諸社会は、既に指摘したように、開発・貧困削減のための資源配分を妨げる内的なメカニズムを持っているとされている。基本的にはイギリス国際開発援助の立場を支持しているブースも、新家産制的メカニズムが残存しているためにアフリカ諸国の政治的民主化は道半ばに過ぎないと警告している。(Booth [2003: 9-10])

それが当然のあるべき関与であるか、不当な「新々植民地主義」であるかはともあれ、一般財政支援と貧困削減戦略等の仕組みを通じた援助供与側の関与の深まりは、援助国・機関をして、アフリカ諸国の厳しい政治経済的状况に直接向き合うことを余儀なくしている。既に述べた理由で、プロジェクト援助はパトロンクライアント関係の卓越による政治行政の拡散を助長しやすいと言ってよいのであろう。しかし、これを一般財政支援に変えたからと言って、アフリカ諸国の政治経済的なメカニズムが急に別なものに変化するわけではない。むしろ、そのメカニズムを顧慮せず、もっぱら援助供与側のイニシアティブのみでこの国にも同様の政策枠組みを当てはめてゆくことは、上滑りの作業になりかねない。¹⁶⁾

このことに関連してブースは、シャバルとダロズを引いて、新家産制的メカニズムがどのような根拠をもって存在しているのかの理解が不可欠であることを説く(Booth [2003: 10])。こうしたことを下敷きに最近のイギリス政府は、改革が相当に長期にわたること、それぞれの貧困国の政治経済的背景をよく考慮しながら、貧困国国内の変化への契機と推進勢力を慎重に見極めていかなければならないと認めるようになった。これは恐らくは歓迎すべきことであり、それぞれの貧困途上国の個性を無視した普遍的政策枠組みの適用に疑問をいさぐ日本にとっても共有しやすいものであろう。

6 おわりに

すぐ上で述べたような歓迎すべき軌道修正にもかかわらず、問題は依然として残されている。

既に指摘したように、プロジェクト援助も一般財政支援もともに、ファンジビリティを持ち、援助受入側政府に資金的余裕を生じさせるという意味では同じである。ただ、異なるのは、特にひも付きのプロジェクト援助は、アウトカムに対する制御機能は弱くとも、アウトプットはそれなりに実現できる、ということである。こうした援助方式は、(特に日本のように)納税者や立法者の援助のアウトカムへの関心が希薄なところでは、援助を確実に供与したことの証拠を残すという意味では、批判されにくいかもしれない。¹⁷⁾他方、一般財政支援は、それが完全にファンジブルであるがために、具体的なアウトプットは何も残せない。全ては受入側の政府がどのように公正に、かつ開発・貧困削減のために資金を用い、どのようなアウトカムを達成するかにかかっている。こうしたことは援助への関心の高い市民社会を持つ

西欧諸国では、政府・援助実施機関に突きつけられた重い課題である。

貧困削減戦略をはじめとするさまざまな関与の手段があったとしても、最終的に開発・貧困削減のアウトカムを達成するのは援助供与側ではなく、援助受入側である。援助受入側に現状の半民主主義、新家産制的な現状を変革する政治社会的勢力が存在するかどうか、が決定的に重要であろう。もし援助受入側の望むような改革への契機と主体が見出せなかった場合はどうするのか。特に予算当局を中心とする行政担当者にそうした変化を実現する能力と意志が欠けていた場合、あるいはそれが大統領以下の政治権力によって支持されていない場合¹⁸⁾どうするのか。1980年代の構造調整と続く90年代の援助沈滞の時期に生じたことは、援助供与側によって改革への契機を見出すことができないとされた国が、国ごとの選別と重点化の名の下に見捨てられていったという事態である。そうした国々のいくつかでは軍や警察などの治安機構を維持する財政的余地さえ失われ、文字通り国家が崩壊していったのである。これらの国には開発・貧困削減の負託を担いえるエージェントとしての国家機構は存在しない。そうした状況の下でも、先進援助諸国総体として何らかの手を差し伸べなければならない。援助の宿命的なジレンマがここに存在する、と言ってよい。

注

- 1) この意味で、ファンジビリティは、資金・資源の使途を他者に委ねる契約関係に、普遍的に適用できる面があろう。World Bank [1998: 60-82] は、援助のファンジビリティの参考とすべき先行研究群として中央政府（ないし連邦政府）から地方自治体（州）への資金の移転に言及している。なお、援助が供与されて以降、その包括的効果の発現が援助受入側に委ねられてしまうということは、筆者が年来主張しているように援助の効果は受入側の援助吸収努力を介在させずには論じ得ないということと同じことを意味している（高橋 [2002] 参照）。
- 2) ヌルクセは、援助吸収という概念を設定し、援助の効果を発揮するには、援助受入側の対応が決定的に重要であることを指摘した最初のひとりだったと考えられる。ところで、現代において、ファンジビリティの問題への注意を喚起するきっかけとなった World Bank [1998] も、ファンジビリティ問題が1950年代から認識されていたことに言及しているが、そこで世界銀行のチーフ・エコノミストであったローゼンシュタイン-ロダンの名だけが触れられているのは、身びいきのなせるわざだろうか。ローゼンシュタイン-ロダ人とヌルクセは、開発経済学の草創期の指導的論者であり、低位均衡や政府主導の包括的投資政策の必要性の指摘など多くの共通点をもつが、ファンジビリティの認識の早さにおいても共通していた。なお、ヌルクセの開発経済研究の限界については絵所 [1991: 97, 102], 峯 [1999: 73] 参照。
- 3) 具体的には、欧州復興計画に関わる見返り資金の供与である。
- 4) 本文で述べることに以外に次のような留保も付けておくべきであろう。観光や芸術がそれぞれ一大産業となり、外貨の稼得をはじめ、一国の経済に相当大きな役割を果たしているのが現実だとすれば、オペラ劇場の建設が奢侈的であると決め付けるのは難しい。この点は、しかし、オペラ劇場建設を例えば、国の所得水準には不釣り合いな大統領官邸造営や大統領専用機購入と読み換え

ればよいことであり、ここでの議論においては本質的な問題ではない。

- 5) World Bank [1998] は、援助が、供与側の意図とは異なる支出を増加させてしまうだけでなく、政府の収入を減らす（つまり、減税する）契機になりえることに言及している。ここでは奢侈的支出の増加も、減税もどちらも取りあえず、同じ効果を持つものとして、同様に扱う。
- 6) 念のために補足するならば、次のとおりである。

$c_0 > c_1$ は次のように書き換えられる。

$$\frac{C_0}{E_0} > \frac{C_1}{E_1} = \frac{\Delta C + C_0}{\Delta A + E_0} \quad (3)'$$

(3)'の両辺に $\Delta A + E_0$ を乗じると、

$$\frac{\Delta A + E_0}{E_0} C_0 > \Delta C + C_0 \quad (3)''$$

(3)''を整理すると

$$\frac{C_0}{E_0} \Delta A = c_0 \Delta A > \Delta C \quad (4)$$

となる。

- 7) また、物資供与型援助と資金供与型援助とでは、引き起こす転用可能性の規模が違う可能性がある。というよりもむしろ、転用可能性の規模は、ひも付きであるかどうかによって決められるといったほうがよいかも知れない。物資供与型プロジェクト援助は往々にしてひも付きであり、資金型援助は通常ひも付きでない。ここでのひも付きとは、援助供与側の国籍の者でなければ、受注業者（ないし調達先）になれない制度をさしている。日本のいわゆる“無償資金”協力の多くは、2005年の時点で日本の業者へのひも付きであり、その単価はきわめて高い。こうした単価の高い物資供与型援助は、自らの価額より低い実質金額によってしか、受入側政府の財政資金に置き換わることができない。例えば、日本の無償資金協力で建てる小学校施設のコストは、現地の業者に発注し、現地の資材を用いて建設した場合の2倍から10倍にあたるとされている（相手国の生産効率や物価水準により異なる。なお、コストの高さの一部は、日本の施設の質の高さもあらわしているが、そうした豪華すぎる施設の建設は、現地の学校教育の世界に不協和音を持ち込むことになりかねない）。例えば現地の水準の5倍の単価の日本による学校建設により、100万ドルかけて5つの小学校が建ったとする。これはもともとの政府の計画にあった学校のうち5つを分担して建てたものだとしよう。そうではあっても、日本の貢献は100万ドル分ではない。現地の政府が直接行えば20万ドルに過ぎないものをわざわざ5倍の単価をかけて作ったのであり、その意味で20万ドル分の貢献にとどまると考えるべきだろう。そして、援助受入側に生じる資金的余裕も20万ドル分に過ぎない、という意味でファンジビリティ効果は低くなることになる。その意味で、一見ファンジビリティの発生のレベルが低く抑えられていることになる。だが、この点を日本の援助の優位性とみなすのは、本末転倒であろう。ファンジビリティが低位に抑制されていることは、日本の援助が単位費用の面から非効率なことの裏返しに過ぎないからである。
- 8) 重債務貧困国の場合、救済の対象となる債務はほとんど政府開発援助を中心とする公的債務であり、従って債権者の多くは援助国・機関である。
- 9) イギリス国際開発大臣クレア・ショート氏の回顧録は、1990年代後半に高まった2000年を目途とする重債務貧困国の債務の帳消要求の高まりに対応しつつ、これに貧困削減戦略の策定、汚

- 職の撲滅、公共支出管理の改善、教育・保健サービスの強化を条件として付して主要先進国首脳会議（G7）の合意に高めてゆくさまを、当事者として証言している（Short [2004: 81-5]）。
- 10) 現下の開発援助改革の主要な論点のひとつである一般財政支援について、援助資金の流れの深い実務的理解に基づき、批判的論考を行ったものとして仁科 [2004] がある。仁科の論考は、一般財政支援の主にマクロ的な負の影響について、多面的かつ詳細な検討を行ったもので、一般財政支援をめぐる議論に新たな視点を提供した貴重なものである。仁科の貢献を受け継ぎ、援助一般のマクロ的な負の影響を対象とする援助オランダ病論の蓄積を参照しながら、実証研究などを通じて今後考察を深めてゆくべきである。
- 11) 石川は、ブレア政権・「新しい労働党」の「第3の道」とアマルティア・センの潜在能力アプローチとが社会的正義・社会的排除の概念において「著しい類似性」を有していることを指摘している（石川 [2005: 11-12]）。この点の類似性のよって来るところを知るためには、ブレアの「第3の道」に直接的な理論的根拠を与えたと思われるアンソニー・ギデンズの『第3の道』思想の発展過程をたどることが必要であろう。なお、ギデンズの評価については福田 [2002] 参照。
- 12) World Bank [1998], DFID [2004: 7] 参照。
- 13) 石川は、ODI が新家産制国家論を掲げたことを、現代におけるアフリカと東アジアの違いを説明できるものとして高く評価している（石川 [2005: 14]）。ところで、バルカンやヒダーンの所論は、1980年代以前のアフリカ諸国を念頭に、パトロンクライアント関係的なもの、政治における卓越を指摘したものである。その意味で石川が「家産制体制にせよ、パトロネジ体制にせよ、それがアフリカで出現したのは80年代末以降だ」（同 [2005: 15]）という見方は、少なくともこれらの所論からは支持されない。なお、メダールらが「新家産制国家」を新しいものとして指定したのは、それが、文字通りの家産制国家とは異なり、官僚制や主権在民を原則とする立憲主義などの近代国家の枠組の下で起こっている、ということによる。筆者自身は、現代における市場経済の広がりとともに、たとえ外形的ではあっても近代国家的な枠組自体が、資源配分のあり方にも影響を及ぼす場合があり、家産制国家と新家産制は互いに異なるものとして捉えた方がよいと考える。
- 14) シャバルらも、ブースも、パトロンクライアント関係や政治エリートによる個人支配を、アフリカ政治経済の問題性としてきわめて重視している。財政管理の改善やガバナンスの再構築などの観点から、これらのことの重要性は首肯できる。しかし、シャバル・ダロズのようにアフリカの民主化の形骸化や経済的停滞までも、政治エリートの個人支配によって説明する見方は、必ずしも説得的でない。何故なら、高度成長を遂げた東アジアの国々にも未だパトロンクライアント的なものは残っているからである（前注参照）。それは、中国の人治主義、韓国で大統領が変わるたびに更新される政経癒着体制と側近による腐敗、フィリピンやインドネシアに見られるクローニー資本主義、さらには55年体制下の日本における派閥政治などを想起すればよいだろう。こうしたことは、（フィリピンには多くの留保がつけられるとして）それぞれの国における高度経済成長・国民生活の水準向上を必ずしも妨げなかったことが銘記されるべきである。その意味でアフリカ政治経済のかかえる全ての問題の元凶として個人支配やパトロンクライアント関係を位置づけるのには、よほど慎重でなければならない。このことについては Takahashi [2002] で触れたので参照されたい。
- 15) 仁科 [2004: 42-3]。また中尾 [2005: 63] 参照。

- 16) そしてそうしたことは、アフリカの国家のもうひとつの特徴である、国民の生活・生産に基盤を持たない国家としての性格を強化することになりかねない(高橋 [2003b: 263-4])。
- 17) おそらく日本の援助政策当局者には、そのように理論化はされていないものの、非近代国家論者と同様の、途上国政府の財政管理能力の弱さや腐敗への懸念があり、そのことが物資供与型援助を嗜好させたものと考えられる。
- 18) 英国国際開発庁によれば、2004年の時点でイギリスが一般財政支援を供与している対象国はのべ20ヶ国であり、同年までの3年間の援助総計のうち、15%にとどまる(DFID [2004: 6])。実際のところ、英国国際開発庁の当初の意気込みと異なり、必ずしも一般財政支援が全面的に広がってゆく状況ではない。その原因として、本文で述べたような貧困途上国政府側の条件が十分に整っていないことが挙げられる。

参 考 文 献

- Barkan, Joel. D. [1984] "Legislators, Elections, and Political Linkage" in Barkan (ed.) *Politics and Public Policy in Kenya and Tanzania* (revised edition), New York: Praeger. 71-101.
- Bates, Robert H. [1981] *Markets and States in Tropical Africa: The Political Basis of Agricultural Policies*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Bayart, Jean-François [1989] *L'Etat en Afrique: La politique du ventre*, Paris: Fayard.
- Booth, David [2003] "Introduction and overview" Booth (ed.) *Fighting Poverty in Africa: Are PRSPs making a difference?*. London: Overseas Development Institute pp. 1-55.
- Chabal, Patrick. and Jean-Pascal Daloz [1999] *Africa Works: Disorder as Political Instrument*, Oxford/Bloomington: James Currey/Indiana University Press.
- Chenery, Hollis, B. and Allan. M. Strout [1966] "Foreign Assistance and Economic Development" *American Economic Review*, vol. 56 no. 4 (part 1). pp. 679-733.
- Department for International Development (DFID) [2004] "Poverty Reduction Budget Support (A DFID policy paper)."
- Giddens, Anthony [1988] *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Cambridge: Polity Press.
- Hyden, Goran [1983] *No Shortcuts to Progress: African Development Management in Perspective*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Médard, Jean-François [1982] "The underdeveloped state in tropical Africa: political clientelism or neo-patrimonialism?" in Christopher Clapham (ed.) *Private Patronage and Public Power: political clientelism in the modern state*, London: Frances Pinter, pp. 162-192.
- Nurkse, Ragnar [1953] *Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries*, Oxford: Basil Blackwell.
- Short, Clare [2004] *An Honourable Deception?: New Labour, Iraq, and the Misuse of Power*, London: Free Press.
- Takahashi, Motoki [2002] "NEPAD and Governance in the Twenty-first Century" *Japan Review of International Affairs*, vol. 16. no. 4. pp. 263-282.
- World Bank [1998] *Assessing Aid: What Works, What Doesn't, and Why*, New York: Oxford

University Press.

- 石川滋 [2005] 「成長と貧困削減の途上国援助—アフリカ型の英国モデルと東アジア型の日本モデルとの相互学習のために—」(GRIPS Development Forum Discussion Paper no.10) 27ページ.
- 絵所秀紀 [1991] 『開発経済学—形成と展開—』法政大学出版会.
- 高橋基樹 [2002] 「援助と開発をつなぐもの—国際協力研究の新しい地平—」『神戸発 社会科学のフロンティア』神戸大学六甲台五部局百周年記念事業検討委員会, 86-114ページ.
- [2003a] 「援助協調—日本の対貧困国協力への問い」『IDCJ Forum』no. 23, 29-43ページ.
- [2003b] 「アフリカ国家論と経済開発政策：新政治経済学の再検討」平野克己編『アフリカ経済学宣言』アジア経済研究所, 229-276頁.
- 中尾武彦 [2005] 「我が国のODAと国際的な援助潮流—特に国際金融の視点から—」『ファイナンス』第40巻10号・12号, 80ページ.
- 仁科克己 [2004] 「財政ギャップ支援型援助のマクロ経済的問題点」『国際協力論集』第11巻第3号, 31-45ページ.
- 福田亘 [2002] 「新しい『第三の道』論議に関する一考察：A. ギデンズ説の評価をめぐる」『国民経済雑誌』第185巻2号, 1-11ページ.
- 峯陽一 [1999] 『現代アフリカと開発経済学』日本評論社.